



## 納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です

納付した国民年金保険料は、全額が社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除を受けるには「保険料の納付額を証明する書類」を添付して年末調整または確定申告を行う必要があります。

該当の方には、日本年金機構より「社会保険料控除証明書」が送付されます。確定申告や年末調整の際に使用してください。

### 〈送付時期〉

#### ①令和2年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された方

→11月上旬に送付されます。

#### ②令和2年10月1日以降に今年初めて保険料を納付された方

→令和3年2月上旬に送付されます。

※万が一、紛失された場合はお近くの年金事務所で再発行できます。

控除の対象となるのは令和2年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご家族の保険料を納付した場合も、社会保険料控除の申告に加えることができます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないよう納めましょう！

### 社会保険料控除証明書に関する問い合わせ

日本年金機構米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004



## 年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 対象となる方

#### ■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

#### ■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

### 請求手続き

#### ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃からは、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

#### ②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは  
お早めに！



▶年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165 (ナビダイヤル)

年金給付金

検索